

消食表第 375 号

平成 30 年 7 月 10 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）が一部改正され、第 12 条及び別表第 1 に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに防かび剤として「プロピコナゾール」が指定されました。

そのため、「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」別添 添加物 1-1、1-3 及び 1-6 へ「プロピコナゾール」を追加しました。また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せ等を受け、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を本通知において明確化すべきと判断した点等についても、併せて別紙新旧対照表のとおり一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。